

入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人桶谷式母乳育児推進協会（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第6条に規定する会員は、正会員、賛助会員の2種である。

2 正会員を次の2種に区分する。

種別	内容
第一種会員	桶谷式乳房管理法の所定研修を修了し、認定委員会からの「乳房管理士」資格認定を受けた者
第二種会員	第一種会員以外の者

(入会手続)

第3条 本会の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 本会の賛助会員になろうとする者は別に定める入会申込書を提出しなければならない。

4 会長は、新たに入会した正会員を理事会に報告するものとする。

(会員の権利)

第4条 会員は、定款で定めるものの他次の権利を有し、その権利はその者に専属する。

(1) 会報の配布やEメールでの情報提供を受けること

(2) 本会が発行し、または斡旋する図書・印刷物並びに物品を優先的に購入すること

(3) 本会の主催する講演会、セミナー等への優先的参加

(会員情報の管理)

第5条 本会は、会員の種別毎に、会員から届出があった事項について会員名簿に登録して管理するものとする。

2 正会員名簿は、法令又は理事会の定める基準に基づき公開するものとする。

3 会員名簿に登録している事項のうち、個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、法令に基づき行うものとする。

(入会金及び会費)

第6条 入会金及び会費の金額及び納期に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費規程によるものとする。

(住所地等の変更の届け出)

第7条 住所地又は勤務地を変更したときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(退会手続き)

第8条 会員は、退会届を会長に届け出ること、いつでも任意に退会することができる。

2 この規程により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、同様に会員名簿の登録を抹消する。

(改廃)

第9条 この規程を改正・廃止する場合には、理事会の決議を経て社員総会の承認を受ける。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月12日から施行する。

別 紙

正会員の入会承認基準

本規程第3条第2項に定める、本会の正会員になろうとする者の理事会における承認基準は次のとおりとする。

- 1 本会の目的に賛同し、法令、定款、諸規程並びに総会及び理事会の決定を遵守し、この法人の運営に参画する旨を誓約すること
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項イからニに掲げる欠格事由に該当しないこと
- 3 入会金及び会費に関する規程（以下「会費規程」という。）に定める入会金及び会費を支払う旨を誓約すること
- 4 その他本会の会員としてふさわしくない行いが無いこと

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人桶谷式母乳育児推進協会（以下「本会」という。）の定款第8条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定めることにより、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第8条に規定する入会金及び会費（年額）は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

①第一種会員

入会金 50,000 円

会費 40,000 円

②第二種会員

入会金 20,000 円

会費 10,000 円

(2) 賛助会員

会費

個人 1口 5,000 円(1口以上)

団体 1口 10,000 円(1口以上)

学生 3,000 円

2 会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

3 会費は、年度途中で入会した場合であっても会費の全額を入会と同時に納入するものとする。

4 賛助会員のうち、学生会員には大学院生を含まないものとする。

(会費等の納入)

第3条 本会に入会した正会員は入会金及びその事業年度の会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

2 本会に入会を希望する賛助会員は、入会の承認通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費を当年度5月31日までに、本会所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う会費納入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 本会は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規程を改正・廃止する場合には、理事会の決議を経て社員総会の承認を受ける。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月12日から施行する。